

令和 7 年度新潟地方最低賃金審議会
第 2 回新潟県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和 7 年 8 月 1 日 9 時 30 分～11 時 30 分	公益 3 / 3 労働者側 3 / 3 使用者側 3 / 3
○主な審議事項 1 最低賃金の改正について (1)使用者側委員からの意見 ・中小企業団体情報連絡員調査(令和6年6月～令和7月6月)について、主に中小企業・小規模事業場に関する売上高DI、収益状況DI、景況DI、資金繰りDI等について説明があった。 ・日本金属ハウスウエア工業組合による最低賃金に関するアンケート調査について、今後の見通し、昨年最低賃金引上げ時の対応、人件費増加への対応、最低賃金引上げのための条件等について説明があった。 ・最低賃金は全ての使用者にも法的拘束力を持ち、違反した場合最大50万円の罰則が課せられることから、仮に目安どおり63円、6.6%の引上げとなると、中小企業・小規模事業者であっても大企業を遥かに超える賃上げができなければペナルティを課されるということを考慮すべきとの意見があった。 (使用者側からの最低賃金引上げ提示額) 対前年 4 0 円引上げ 時間額 1 , 0 2 5 円 令和7年賃金改定状況調査(厚生労働省)におけるBランクのパートタイマーの賃金上昇率3.5%、新潟県毎月勤労統計調査(4月)における所定内給与額と所定内労働時間から計算された時間給換算額の前年同月比増加率3.7%、新潟商工会議所の「令和7年賃金改定及び採用状況に関する緊急調査結果」の賃上げ率3.89%を勘案し、引上げ率として3.9%(38円)が妥当とし、これに最低賃金近傍の労働者への配慮として2円を加え引上げ額40円としたものである。 (2)労働者側委員からの報告 ・標準生計費に関し、新潟市・全国の標準生計費により説明があった。 ・生活保護費に関し、新潟県の生活保護費、連合の独自算出によるリビングウェイジにより説明あった。 ・2025春闘連合新潟集計、賃金構造基本統計調査により説明があった。 ・令和7年度最低賃金改定状況(Bランク)に関し説明があった。 ・賃金支払能力に関し、求人情報、各種調査・統計により説明があった。 (労働者側からの最低賃金引上げ提示額) 対前年 9 6 円引上げ 時間額 1 , 0 8 1 円 新潟市の標準生計費が令和5年4月から令和6年4月で9.65%伸びており、生活に最低限必要なセーフティネットとしての最低賃金の役割を重視し、この伸び率を参考に引上げ額を決定した。	

(3)賃金引上げ額について

労働者側提示額と使用者側提示額には、56円の隔たりがあるため、さらなる検討が必要である。

2 答申の有無

無

3 今後の見通し

次回第3回専門部会は、8月5日に開催予定。

※公開状況：傍聴人3名 報道関係者0社0名